指定管理者評価制度の導入について

現状(課題)

- 施設所管課によるモニタリングが十分ではなく、指定管理者に施設の管理運営を「任せっぱなし」 にしている現状が見られる。
- 施設所管課によるモニタリングは実施されているとしても、管理運営状況の評価が行われていないため、管理運営が適切かどうかの検証までは行えず、業務の改善につながりにくい。
- 第三者による結果検証が行われないため、形だけのチェックに終わるおそれがある。

モニタリング:指定管理者による施設の管理運営状況(例:「管理・事業実績」、「修繕状況」といった項目)について、

県と指定管理者が締結した基本協定書どおりに業務が履行されているか監視・チェックを行うこと

严 価:モニタリングの結果に基づき、指定管理者の管理運営状況が適切であるかどうかを判断すること

対応策

① 施設所管課による評価、② 第三者評価 の導入

期待される効果

〇管理運営業務の改善

施設所管課はきめ細かなモニタリングを実施し、その結果に基づき評価を行い、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで、指定管理者が管理運営に係る課題等を把握して、業務の改善につなげることができる。

〇県民への説明責任

外部有識者による検証を経た評価結果を公表することで、制度の信頼性・透明性を高めることができる。

指定管理者評価制度の概要(案)について

評価の実施方法

○対 象:指定管理者制度を導入している全ての施設(27施設)

○評価の方法: 所管課評価+第三者評価(指定管理者評価部会)

指定管理者評価部会

位置づけ : 行財政改革推進委員会の部会として新たに設置

所掌事務: 所管課評価について第三者的立場から検証

※施設所管課へのヒアリング、現地調査等を実施

委員数: 6名[学識経験者等(行財政改革推進委員会の委員に限らない。)から

行財政改革推進委員会会長が指名し、知事が委嘱〕

※3名ずつの2部会で分担して評価を実施

○評価の視点: ① 施設の設置目的に沿った取組(サービスの向上等)が行われたか

② 経費の節減など効率性の向上が図られたか

③ 公の施設にふさわしい適正な(適法性、安全性等)管理運営が行われたか

○評価の種類:「5段階評価」と「所見評価」の2種類で行う。

種類	概要	時期		
5段階評価	採点を行い、A~Eの5段階で評価する。	中間評価 : 2年度目(指定期間5年の場合)		
		総括評価 : 指定期間の最終年度		
所見評価	所見を記した文章により評価する。	上記以外の年度		

Oインセンティブ:総括評価で「A」「B」ランク(80点以上)の優秀事業者に対しては、次期選定時に優遇措置を講ずる。

※優遇措置の内容・・・・選定委員会における各選定委員の採点に得点の加算を行う。

「A」ランク=10点加算 、「B」ランク=5点加算

評価の流れ

○毎年度、以下の①~④の順序で評価を実施する。

(予定時期)

① 所管課評価(施設所管課が評価を実施し、指定管理者評価部会に提出) ・・・・・6~7月

② 第三者評価(指定管理者評価部会が所管課評価を検証) ・・・・7~8月

③ 評価結果を指定管理者にフィードバック

… 9月

4) 評価結果を行財政改革推進委員会に報告、公表

… 10月

指定管理者評価部会の委員(案)

原則:①委員数は計6名とする。

② 3名ずつの2部会で分担して評価を実施する。

③ 各部会に1名ずつ財務に関する知識・経験を有する者(公認会計士・税理士又は中小企業診断士)を置く。

部会	区分	職種	氏名	所属	役職	行財政改革 推進委員	担当施設	
	財務に関する知識・経験を有する者	税理士	大石昌子	南九州税理士会 大分支部	会員		文化・コンヘ [*] ンション施設 2 レクリエーション・スホ [®] ーツ施設 13 計 15施設(10指定管理者)	
	その他外部有識者	経営者	コテガワ ヤスマサ 古手川 保正	古手川産業(株)	代表取締役社長			
	その他外部有識者	大学教員	タケダタカユキ 竹田 隆行	日本文理大学 経営経済学部	准教授 (スポーツ経営学)			
В	財務に関する知識・経験を有する者	中小企業診断士	キョナリ シンパチ 清成 真一	中小企業診断協会 大分県支部	支部長		ᆉᄼᇃᇄᄕᇎ	
	その他外部有識者	福祉施設運営者	った。 高橋 とし子	社会福祉法人 安岐の郷 鈴鳴荘	総合施設長		社会福祉施設 5 農林業振興施設 3 港湾·公営住宅施設 4 計 12施設(11指定管理者)	
	その他外部有識者	大学教員	^{乗 ト ヤ} 本谷 るり	大分大学経済学部	准教授(経営学)	0		